名　称	能美市町会・町内会屋根雪おろし作業委託費補助金 交付要綱（抜粋）
目　的	豪雪時における市民生活の安定を図るため、地域ぐるみによる屋根雪おろし作業に対し、経費の一部を補助金として交付することに関し、必要な事項を定める。

（交付基準）

１　交付先

補助は、地域ぐるみで屋根の雪おろし作業の委託をしようとする町会又は町内会（以下「町会等」という。）に対し、予算の範囲内において行う。

２　対象施設

①65歳以上高齢者世帯、障害者だけで構成する世帯、配偶者のいない女子で現に18歳未満の子を養育している母子世帯の居宅

（障害者：身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1～2級）

②各年度４月１日現在で高齢化率が３０パーセント以上の町会等、能美市中山間地域の地元負担の軽減に関する要綱（内規）別表第１に掲げる町会等の施設(公民館・消防小屋等)

③市長が特に必要と認めた居宅又は施設

３　補助率及び補助限度額

事業区分	補助率（%）	補助限度額
屋根雪おろし作業委託	５０	１年間に４万円

（但し、作業１時間当たり２，５００円／人の５０%）

４　申請

補助金の申請は、町会等が行う。

要綱に掲げる申請書のほか次の書類が必要です。

〇屋根雪おろし作業実施名簿

〇状況写真（作業前・作業中・作業後）

〇作業日報

〇屋根雪おろし作業委託費（**※　能美市内の業者とします。**）

〇業者の請求書（写し）

（支払いが完了次第、業者の領収書の写しを提出のこと。）

〇屋根雪おろし作業受託業者名

（事務担当）

この要綱に基づく補助金に関する事務は、健康福祉部福祉課（TEL：58-2230、場所：本庁舎１階）で担当する。

電子申請はこちらのＵＲＬもしくはＱＲコードから申請して下さい

【ＵＲＬ】 https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1170	**【ＱＲコード】**

※ 平成２３年１２月１日から施行　※令和３年４月１日改正